

作成課	製造産業技術戦略室
保存期間	令和2年3月31日まで保存
性質/日付	機密性2、令和元年5月31日
備考	営業秘密官民フォーラム講演資料

【公表予定】

資料 10

技術等情報の管理に係る認証制度

令和元年 6 月10日

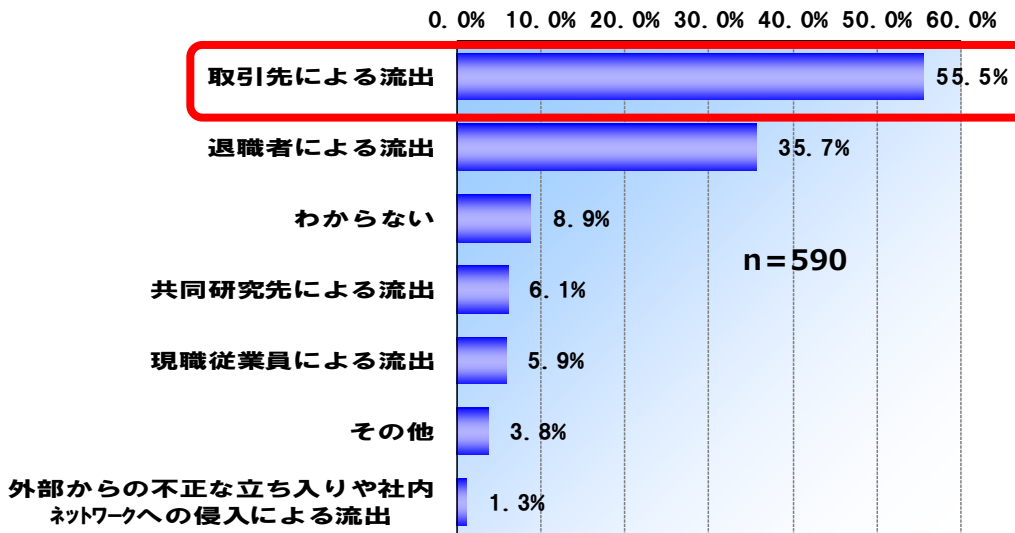
製造産業技術戦略室

企画調整官 府川 秀樹

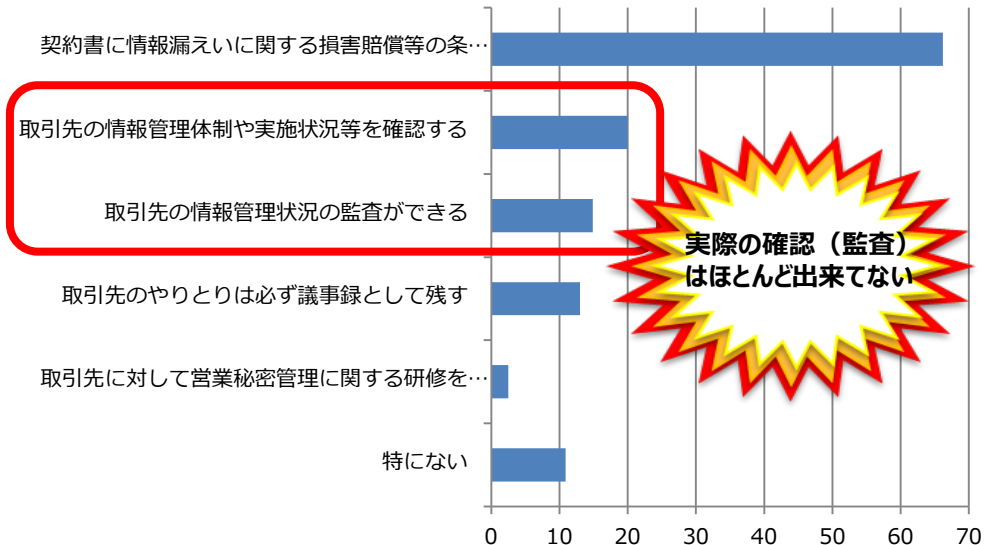
情報の流出経路および取引先への対策

- 過去5年間の技術漏えい事例において「取引先による流出」が最も多い。
- 現在、取引先企業における情報の漏えい防止の対策については、契約書（秘密保持契約）での対応が中心。実際の確認（監査）にはコストがかかるため、情報の漏えい防止の対策の「レベル」までの確認は困難。
- 他方、自社だけが情報管理を徹底していたとしても、技術は1社だけでなく弱いところから抜かれる可能性が高いため、サプライチェーンを構成する中小企業においても情報の適切な管理を行う必要。

過去5年において技術が流出したと考える事例の流出経路



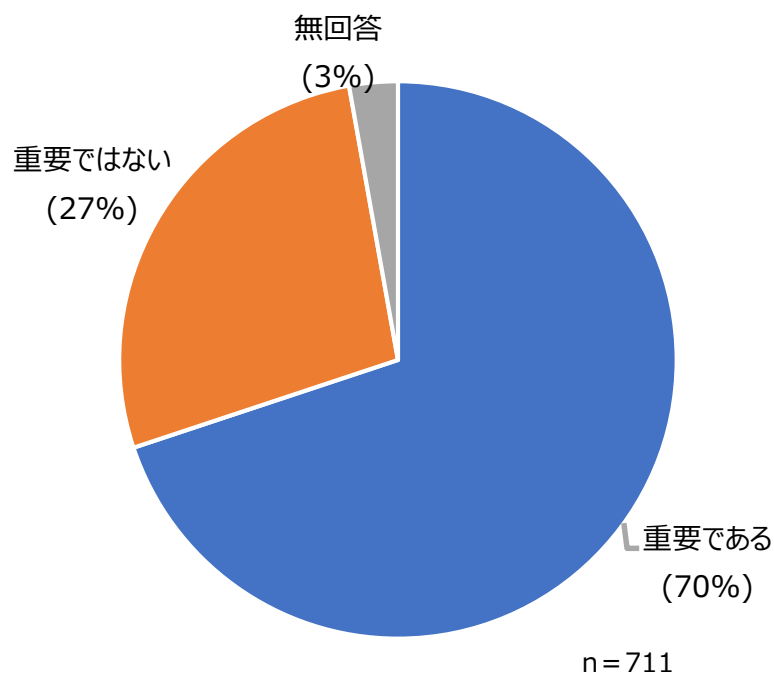
取引先への対策



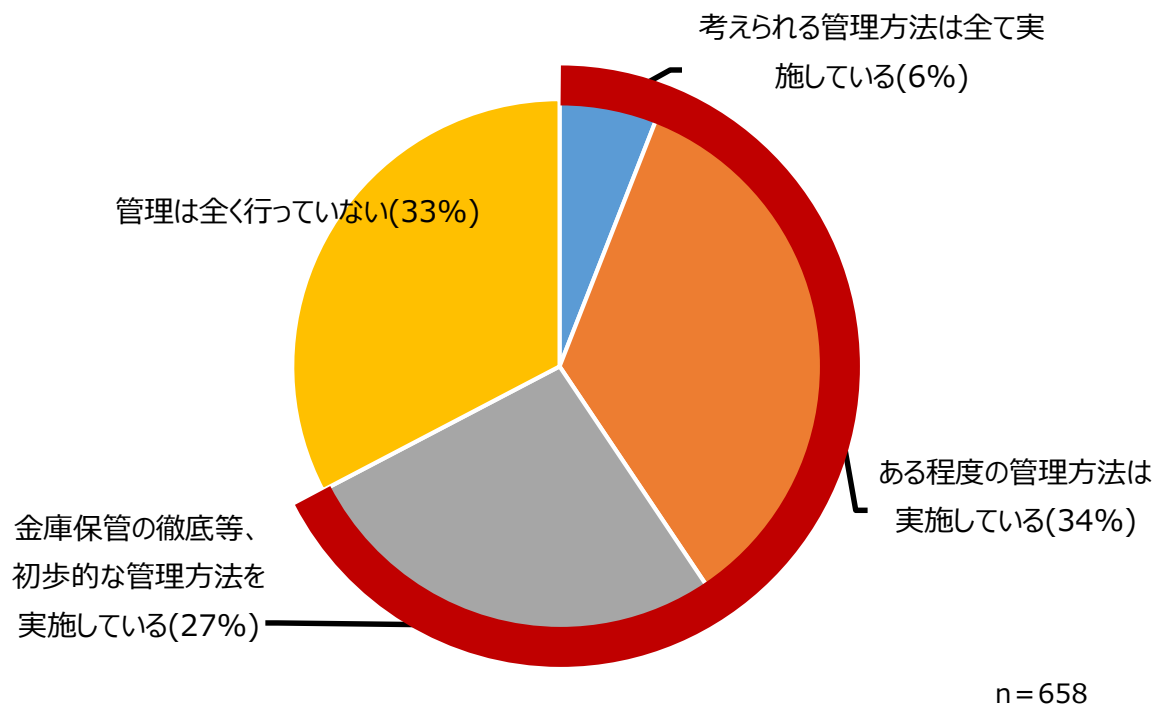
中小企業における情報管理の重要性の認識と対応状況

- 大企業に比べて経営リソースに限界のある中小企業でも情報管理の重要性自体は認識。
- 他方で、対策のレベルとしては、「初歩的」から「ある程度」の管理として
いる中小企業が6割超。また、全く管理をしていない中小企業も3割超。

中小企業における情報管理の重要性の認識



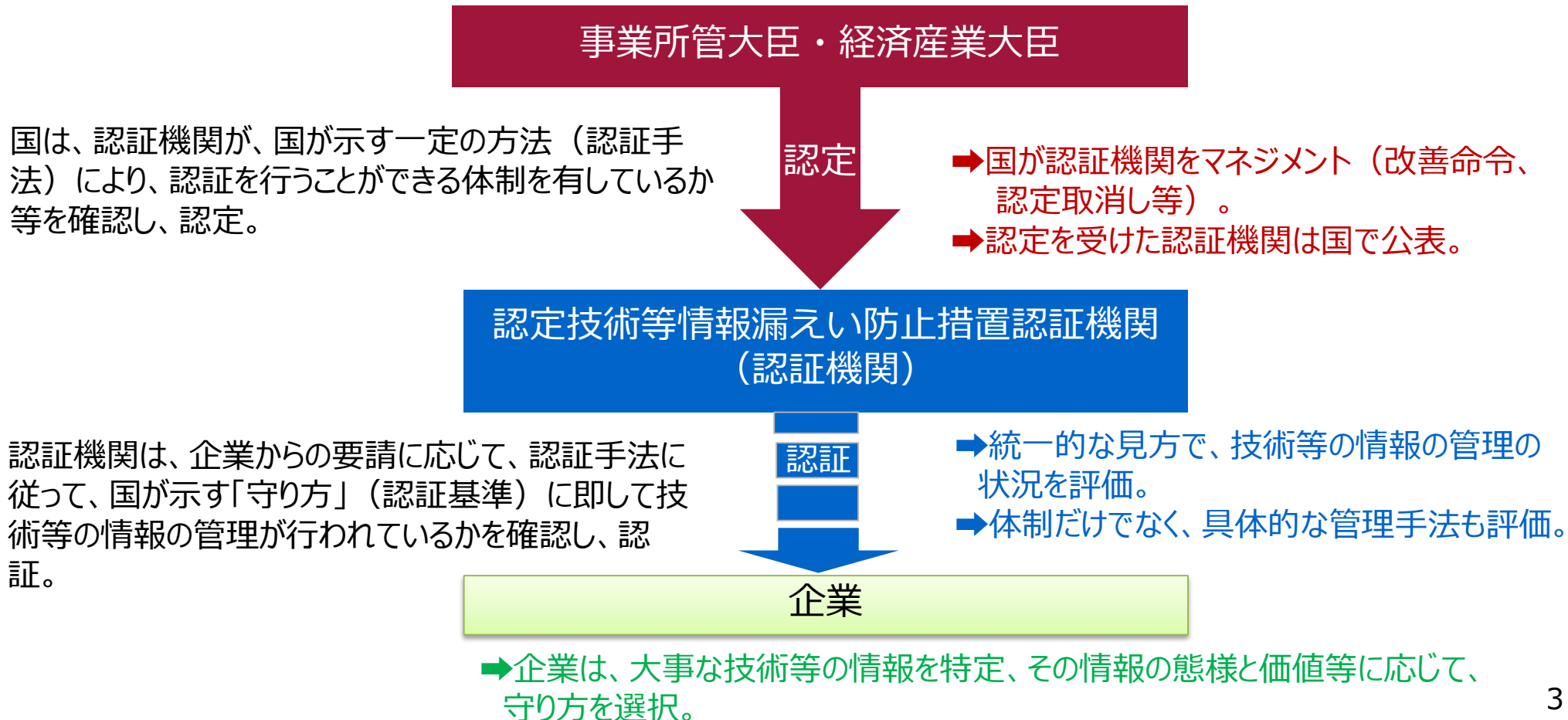
中小企業における重要情報の管理状況に関する自己評価



技術等情報の管理の認証とは？

- 企業の技術等情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度。

平成30年5月に成立した改正産業競争力強化法において、認証を行う機関の認定制度を創設。
(平成30年9月25日施行)



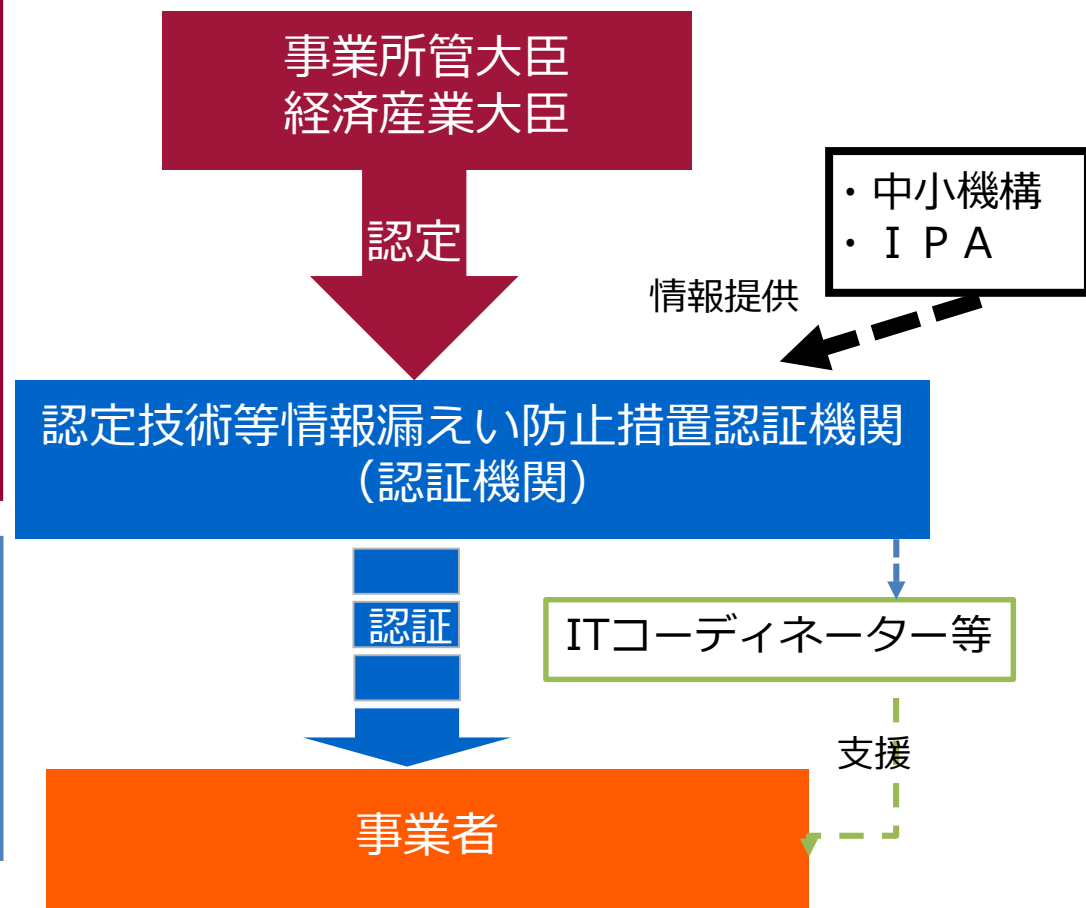
技術等の情報の管理に係る認証機関の認定制度の概要

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針 (関係省庁共同告示)

- **基本的な方向**として、オープンイノベーション等の面からの情報管理の重要性等を示すとともに、関係省庁ではWeb等での広報、説明会の開催に努める旨を定める。
- **認定基準**となるべき事項として、認証業務の実施の方法を適確に実施できる体制、経理的基礎及び認証業務のリスクに備えるための保険等の対応を求める。
- **中小企業への配慮事項**として、過度なコスト求めないこと、中小企業認証取得の状況等の必要な情報を経産省で収集し、その評価結果に基づき、必要な対応を検討すること等を示す。

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法 (関係省庁共同告示)

- **自己適合宣言確認型認証、現地審査を含む認証の二段階の認証**の手法を定める。
- **公平な認証業務の実施**等を求める（認証機関の認定の国際基準とも整合性を確保。）。

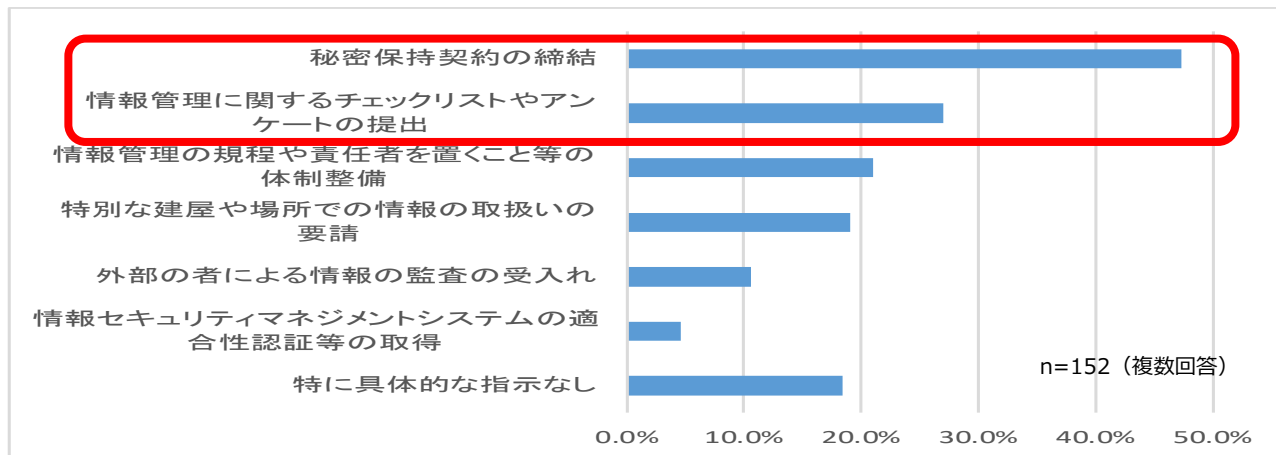
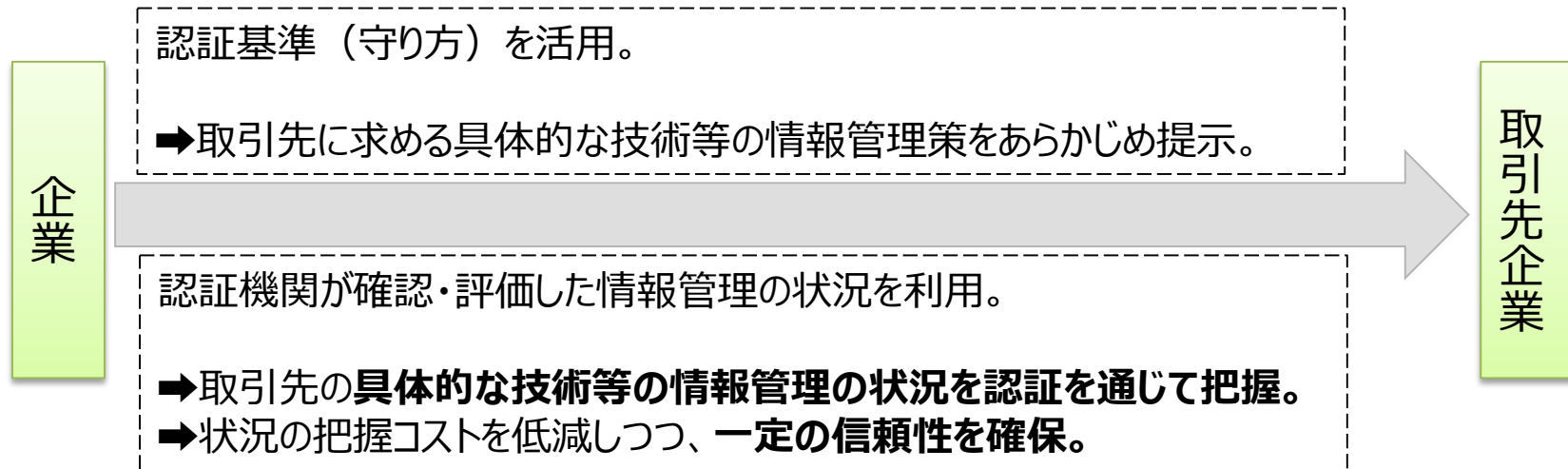


技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準 (関係省庁共同告示)

- 適切な管理をする必要がある技術等情報の見極め（特定）をすること、選択制の措置のうち必要な措置を決定すること、責任者を置くこと、情報へのアクセス管理の実施等を基礎的な事項として定める。
- 具体的な措置（保管容器や立入制限区域の物理的強度、警備体制等のソフト面での対応、情報システムのセキュリティの確保等）は**選択制**。基礎的なレベルのものからハイレベルなものまでを列挙し、基準を参照しつつ、**ステップアップ**をしていくことが可能なように設計する。

技術等情報の管理の認証の活用例

- 適切な管理を条件にビジネスパートナーに自社の大事な情報を渡す場合には、認証を活用し、具体的な情報管理の状況を知ってから渡すことが可能に。
- 企業は、**実際の確認（監査）を行うことなく取引先の情報管理レベルを把握し、信頼性を確保できる。**



取引先への適切な情報管理の条件では、秘密保持契約の締結や自己チェックリストを提出させることが主。

経済産業省による支援

- 経産省としては、経営リソースに限界のある中小企業における適切な技術等情報の適切な管理を促していくため、研修素材の提供、専門家の派遣等による支援を実施。

◇企業担当者向けの研修素材の提供

企業（特に中小企業）からの技術等の情報の管理として何をしたらよいか分からない、従業員向けの教育の重要性はわかっても何を教育したら良いかわからない等の声に応え、研修資料を経産省HPに用意。

経産省 重要技術マネジメント **検索**



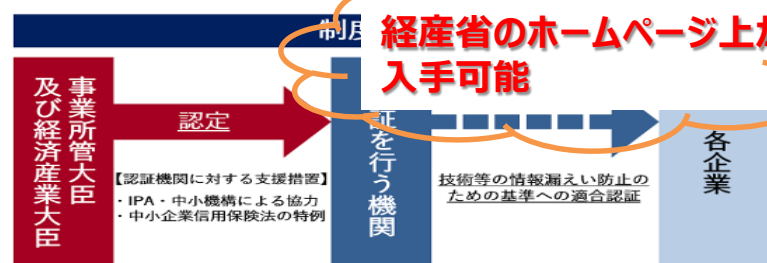
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html)

<研修資料内容>

- ✓技術等情報漏えいの事例、漏えい等による事業への影響を紹介。
- ✓技術等情報を守るために必要な対策について具体例を説明。
- ✓自社の技術等情報管理の対策状況をクイズ形式で確認可能。
- ✓研修資料の最終ページには、セルフチェックシートを用意。実際に自社の情報管理状況の把握に活用。

技術等情報の適切な管理に向けて

平成30年9月25日、産業競争力強化法に基づき、企業の技術等の情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度がスタートしました。（概要）



各企業の皆様（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から認証を受けたい方）へ

- ・各企業の情報管理担当者の皆様へ
- 技術等の情報の管理について、具体的な管理方法を分かりやすく解説しており、クイズ形式で学ぶことができます。

技術等情報管理認証制度の概要

技術等情報管理認証制度は、企業の技術等情報の管理について、国で示した「守り方」に即して守られているかどうかを、国の認定を受けた機関による認証を受けられる制度です。

技術等情報管理認証制度の詳細について

経済産業省「重要技術マネジメント」

<http://www.meti.go.jp/policy/>

**研修素材の最終ページに
セルフチェックシートあり**

また、技術等情報管理認証制度は、認証取得を希望する企業向けに以下のサポートコンテンツがあります。

セルフチェックシート

- 自社の情報管理状況を自身で把握できるチェックシートです。告示の各項目について、確認時のポイント等をまとめてあります。

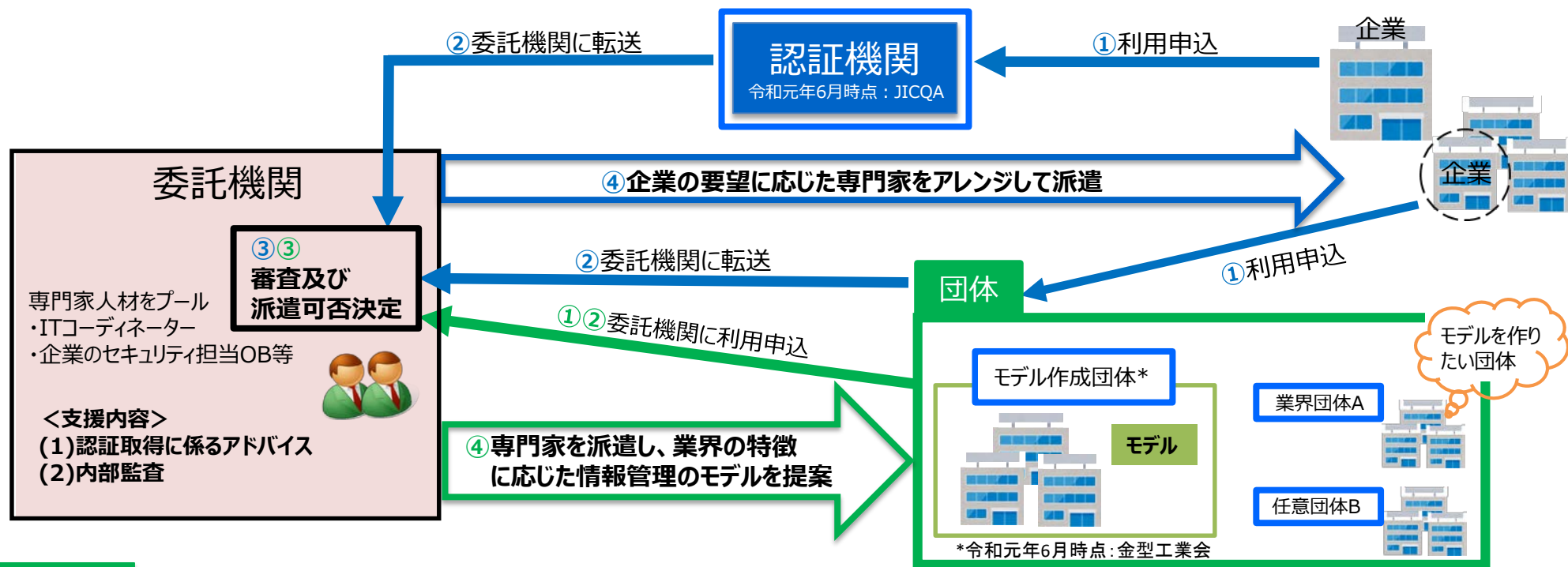
セルフチェックシートのイメージ
及びURLを追加

監査ガイドライン

- 告示の各項目について、基準を満たしているかどうかを確認する際のガイドラインです。
- 主に認証機関の利用を想定したものです。企業の方が認証取得に向けた準備や自己監査をする際に活用できます。

専門家派遣事業

経済産業省委託事業として、個別企業における大事な技術の見極め、具体的な守り方のアドバイスや、業界、複数企業の集合体（サプライチェーン等）で標準的な技術等の情報の管理手法（モデル）を確立していく際のアドバイス等を実施する専門家派遣事業を実施。



モデルとは

- 業界により守るべき技術等の情報は異なるが、**同じ業界であれば、どの技術等の情報を守るべきかある程度共通**している。
- 個々の企業のみならず関連する企業間において、技術等の**情報の適切な管理手法に係る共通認識**を醸成。
- 業界における業務の特性と守るべき技術等の情報の性質、業界等における情報管理にプラクティス等に合わせたモデルを構築することにより、**企業間における高度な技術等の情報の共有を円滑化**。

お問い合わせ先

経済産業省製造産業局 製造産業技術戦略室

電話 03-3501-0596

技術等情報管理認証制度 担当あて

詳細についてはウェブサイトへ。

パンフレット、研修素材はこちらからダウンロードいただけます。

経産省 重要技術マネジメント **検索**



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html